

企業会計基準委員会 御中

以下の1点につき、コメントを申し上げます。

「本公開草案」に「過年度情報の修正再表示規定」を加えることを提案致します。

提案理由：

「本公開草案」において、米国基準を先駆けとし、国際会計基準でも採用されているマネジメント・アプローチの導入が試みられておりますが、そこで重要となるのは、何よりも、個別企業についての通期での「期間比較可能性」と思われます。マネジメント・アプローチによって、企業間での比較可能性に懸念が残るとするならば、個々の企業について、当期と前期（米国基準等では、さらに前々期）とのデータ間での比較可能性を確保することは、最低限、必要な措置と思われまます。

第26および27項で「組織変更等によるセグメントの区分方法の変更」についての規定が提案されておりますが、「セグメント情報に与える影響を注記しなければならない」という規定は、わかりにくいと思えます。「結論の背景」の第78項では、「当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作り直した情報を開示することが考えられる」としてはいますが、常識的にみて、「前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直す」場合が、ほぼ100%といっても過言ではないでしょう。しかも、上述の「セグメント情報に与える影響を注記」という表現では、影響の内容を文章で注記する余地も残されまます。

なによりも、セグメント・データにトレンド情報としての通期比較可能性をもたせるためには、過年度情報を修正再表示した上で一貫性をもったデータとして開示される必要があります。そのためには、SFAS No.131の Paragraph 34-35にある規定と同等の修正再表示規定が是非とも必要と考えられます。もちろん、米国基準と同様、「実施不可能な場合は、その限りではない」旨を添えておけばよいでしょう。「結論の背景」の第79項に「前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することを原則的な取扱いとすべきという意見があった」とありますが、私も同感です。

財務諸表全体についての遡及修正再表示はまだこれからの段階ですが、もし、そのことを意識してセグメント情報の修正再表示規定を設けないということでしたら、それは望ましい姿とは思えません。上でも述べましたように、実施不可能な時は適用除外とさえしておけば、当期のセグメンテーションに組み替えた過年度情報の開示を求めてもよいのではないのでしょうか。むしろ、そうした開示を行っている企業を模範例として、わが国でのセグメント情報修正再表示慣行が自然と定着していく方法へと企業会計を誘導する効果があるかもしれません。

実際、連結財務諸表を米国基準で報告しているソニーの場合、セグメンテーションの変更を実施した1995,1997,2001および2005年度のすべての年度で、それら年度現在の最新のセグメンテーションに基づいた過年度情報すべての組み替え表示を行っています。こうした開示方法こそ、まさに、セグメント情報の生命線であり、この開示形式が達成されなければ、セグメント情報の価値は半減してしまうと言わなければなりません。

基準設定後、遅かれ早かれ、こうした修正再表示規定を付け加えなければならないことは、かなり確実と予想されますので、この際、盛り込んでおくのはいかがでしょうか。そこまでやっておかなければ、世界基準と同等とは、おそらく言えないものと存じます。

平成19年10月19日

明治学院大学経済学部 経営学科教授 佐藤 成紀

---